平成 21 年 9 月 28 日

各　位

会 社 名　　株式会社コスモスイニシア
代表者名　　代表取締役社長　町田 公志
（ JASDAQ コード 8844 ）
問合せ先　　経営企画部長　野崎 勇一
（ TEL. 03-3580-2680 ）

事業再生計画に基づく施策の実施に関するお知らせ

当社は、本日付で別途公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」に記載のとおり、事業再生ＡＤＲ手続（以下に定義されます。）における平成21年9月28日（本日）開催の第3回債権者会議の続行期日において、当社の債務の一部免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を含む金融支援について了承を頂き、平成21年9月28日開催の取締役会において、事業再生計画に基づく施策の実施に向けて、下記①から④までの事項について決議いたしましたのでお知らせします。

なお、下記①から④までのすべてについて、平成21年10月29日に予定されている当社臨時株主総会の特別決議によるご承認等を条件としております。

記

① 当社が、主要取引金融機関に対して別紙 1 記載のとおり第 1 種優先株式（以下「本優先株式」という。）を債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の方法により発行すること。
② 当社が、別紙 2 記載のとおり定款変更を行うこと。
③ 当社が、普通株式について 10 株を 1 株とし、Ａ種優先株式について 20 株を 1 株とする株式の併合を行い、これに伴い普通株式及びＡ種優先株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更すること。
④ 当社が、資本金及び資本準備金の額を減少すること。

Ｉ．本優先株式の発行（取得価額修正条項付）

１．募集の概要

主要取引先金融機関に対する本優先株式募集の概要

（１）　発　行　期　日	平成 21 年 10 月 30 日
（２）　発行新株式数	30,500,000 株
（３）　発　行　価　額	1 株につき 1,000 円
（４）　調達資金の額	305 億円
（５）　募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、主要取引先 13 金融機関に全株割り当てる。
（６）　そ　の　他	詳細は別紙 1 をご覧下さい。なお、出資の目的とする財産の内容および価額については、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会後開催される取締役会において決議する予定であり、決定次第お知らせいたします。

２．募集の目的及び理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（旧法令名：産業活力再生特別措置法）第４８条第１項の規定に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」という。）による事業再生を目指してまいりました。

平成21年8月28日開催の第2回債権者会議の再続行期日におきまして、全対象債権者（取引先38金融機関、株式会社コスモスライフ及びCAM6特定目的会社をいう。以下同じ。）に対して事業再生計画案を説明し、平成21年9月28日開催の第3回債権者会議の続行期日において、事業再生計画（以下「本事業再生計画」という。）について全対象債権者の同意を頂き、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

このような中、当社は、本事業再生計画を着実に実行することにより、債務超過を解消するとともに、財務基盤の安定化を図るために、主要取引先金融機関に対して債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の方法により株式発行を行うことが不可欠であると判断し、各主要取引先金融機関に対して本優先株式を発行することといたしました。

なお、本優先株式の発行につきましては、平成21年10月29日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会において、下記Ⅱ.の定款の一部変更(1)について承認が得られることを条件としております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)　調達する資金の額

本優先株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものでありますので、資金の調達はございません。

(2)　調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本優先株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものでありますので、本事業再生計画に基づき、発行期日である平成21年10月30日もって払込金額の総額である30,500,000,000円の当社借入債務が減少することになります。

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により、自己資本を増強し、財務基盤を強化するなど、当社事業再生に向けて必要不可欠なものと考えており、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

５．発行条件等の合理性

(1)　発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、株価変動率、流動性、本優先株式の配当条件、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に、本優先株式の発行条件を決定しており、かかる発行条件は概ね合理的とされる水準と判断しております。本優先株式の価値の算定につきましては、公正性を期すため、第三者機関が作成する評価報告書を取得しております。

但し、本優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、払込金額が株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる可能性も存すること、また大規模な第三者割当増資について株主の皆様の意思を確認すべく株主総会にお諮りすることが適切であると考えることから、本優先株式の発行は、当社臨時株主総会の特別決議によるご承認等が得られることを条件としております。

(2)　発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権

における取得価額を算定する基準日が到来しておらず、現時点において株式の希薄化の規模が確定していないことから、本優先株式の取得請求権における取得価額が当社普通株式の発行決議日前営業日（平成21年9月25日）における終値であったと仮定すると、平成21年9月11日付で公表しました本優先株式及び劣後株式の発行と併せまして、平成21年9月28日現在の普通株式についての当社発行済株式総数119,782,727株に対する潜在株式数の比率は276.9%と希薄化の規模が相当大きくなりますが、当社といたしましては、以下の観点から発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しました。

① 自己資本の大きな毀損という状況の下、事業再生ＡＤＲ手続の中で、主要取引先金融機関との間で協議を行い、当社の債務の一部免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を含む金融支援についてご承認をいただき、当社が今後安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくために、本優先株式の発行による資本増強は必要不可欠なものであると判断していること。

② 当社は予め定められた条件に従い本優先株式を当社の選択により金銭を対価として取得することが可能となっており、この場合には普通株式を対価とする取得請求権が行使されないため、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計としていること。

なお、当社といたしましては、引続き収益の向上に努めてまいる所存であり、本優先株式については、今後において金銭を対価として取得していくことを基本方針としています。

６．割当先の選定理由等

（1）本優先株式の割当先の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

① 商号	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行		
② 割当株数	第１種優先株式　5,100,000 株		
③ 払込金額	5,100,000,000 円		
④ 本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号		
⑤ 代表者の役職・氏名	頭取　永易　克典		
⑥ 業務内容	銀行業		
⑦ 資本金の額	1,196,295 百万円		
⑧ 発行済株式総数	11,191,084,122 株		
⑨ 事業年度の末日	3 月 31 日		
⑩ 従業員数	56,024 名（連結）		
⑪ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　99.03%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式 1,712,128 株を所有しております	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	当社は、割当先より 20,543 百万円の資金借入を行っております	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭ 最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	8,890,555	7,985,225	6,857,089
総資産	155,863,048	155,801,981	160,826,160
1 株当たり純資産（円）	678.60	587.12	451.70
売上高（経常収益）	4,879,528	5,083,631	4,240,043
経常利益	1,178,478	794,409	△103,819
当期純利益	744,484	591,452	△213,962
1 株当たり当期純利益（円）	73.40	56.93	△21.86
1 株当たり配当金（円）	46.32	46.45	5.45

① 商号	株式会社みずほコーポレート銀行	
② 割当株数	第１種優先株式　4,300,000 株	
③ 払込金額	4,300,000,000 円	
④ 本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役頭取　佐藤　康博（平成 21 年４月１日就任）	
⑥ 業務内容	銀行業	
⑦ 資本金の額	1,070,965 百万円	
⑧ 発行済株式総数	11,054,283 株	
⑨ 事業年度の末日	3 月 31 日	
⑪ 従業員数	12,520 名（連結）	
⑫ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑬ 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.00％	
⑬ 当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式 2,085,549 株を所有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 28,435 百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

⑭ 最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）

	平成 19 年３月期	平成 20 年３月期	平成 21 年３月期
純資産	4,700,394	3,648,383	2,825,997
総資産	84,271,020	88,098,142	87,862,549
１株当たり純資産（円）	307,548.14	189,592.09	42,171.09
売上高（経常収益）	2,426,429	2,769,693	2,036,557
経常利益	418,389	△11,405	△187,268
当期純利益	336,569	△55,671	△269,825
１株当たり当期純利益（円）	38,738.64	△17,194.77	△36,989.58
１株当たり配当金（円）	19,032	18,571	－

① 商号	株式会社三井住友銀行	
② 割当株数	第１種優先株式　2,600,000 株	
③ 払込金額	2,600,000,000 円	
④ 本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号	
⑤ 代表者の役職・氏名	頭取　奥　正之	
⑥ 業務内容	銀行業	
⑦ 資本金の額	664,986 百万円	
⑧ 発行済株式総数	56,425,850 株	
⑨ 事業年度の末日	3 月 31 日	
⑩ 従業員数	37,345 名（連結）	
⑪ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ　100.00％	
⑬ 当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式 1,478,579 株を所有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 13,456 百万円の資金借入を行っております

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	5,412,458	5,080,747	4,518,647
総資産	98,570,638	108,637,791	115,849,385
１株当たり純資産（円）	67,823.69	60,442.81	41,492.54
売上高（経常収益）	2,925,665	3,411,052	2,989,608
経常利益	716,697	734,958	59,285
当期純利益	401,795	351,820	△317,306
１株当たり当期純利益（円）	7,072.09	6,132.91	△5,740.34
１株当たり配当金（円）	763	1,487	1,638

①　商号	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	
②　割当株数	第１種優先株式　2,400,000 株	
③　払込金額	2,400,000,000 円	
④　本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	
⑤　代表者の役職・氏名	取締役社長　岡内　欣也	
⑥　業務内容	銀行業	
⑦　資本金の額	324,279 百万円	
⑧　発行済株式総数	3,369,442,304 株	
⑨　事業年度の末日	3 月 31 日	
⑩　従業員数	11,048 名（連結）	
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫　大株主及び持株比率	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　100.00％	
⑬　当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式 678,000 株を所有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 11,041 百万円 の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）		
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	1,738,429	1,394,324	1,177,705
総資産	19,644,958	20,701,464	22,027,339
１株当たり純資産（円）	516.60	410.30	315.28
売上高（経常収益）	750,273	720,326	658,496
経常利益	281,595	183,664	58,907
当期純利益	207,931	118,049	19,102
１株当たり当期純利益（円）	69.55	35.90	5.76
１株当たり配当金（円）	64.51	19.83	4.29

①　商号	三菱ＵＦＪリース株式会社
②　割当株数	第１種優先株式　2,400,000 株
③　払込金額	2,400,000,000 円
④　本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
⑤　代表者の役職・氏名	取締役社長　小幡　尚孝

⑥　業務内容	その他金融業		
⑦　資本金の額	33,196 百万円		
⑧　発行済株式総数	89,583,416 株		
⑨　事業年度の末日	3 月 31 日		
⑩　従業員数	2,122 名（連結）		
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
⑫　主要取引銀行	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行		
⑬　大株主及び持株比率	三菱商事株式会社　20.00％		
⑭　当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式621,000 株を所有しております	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	当社は、割当先より 8,000 百万円の資金借入を行っております	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑮　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	154,267	312,352	342,633
総資産	2,380,467	3,965,891	3,909,077
1 株当たり純資産（円）	2,571.97	3,718.07	3,673.26
売上高	517,429	987,056	818,618
営業利益	32,932	50,723	26,885
経常利益	33,508	51,705	26,282
当期純利益	22,064	30,245	7,145
1 株当たり当期純利益（円）	387.41	376.70	80.17
1 株当たり配当金（円）	40.00	42.00	46.00

①　商号	住友信託銀行株式会社		
②　割当株数	第 1 種優先株式　2,300,000 株		
③　払込金額	2,300,000,000 円		
④　本店所在地	大阪府大阪市中央区北浜四丁目５番 33 号		
⑤　代表者の役職・氏名	取締役社長　常陰　均		
⑥　業務内容	銀行業		
⑦　資本金の額	287,537 百万円		
⑧　発行済株式総数	1,675,128,546 株		
⑨　事業年度の末日	3 月 31 日		
⑩　従業員数	9,965 名（連結）		
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
⑫　大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）6.65％		
⑬　当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式673,000 株を所有しております	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	当社は、割当先より 14,552 百万円の資金借入を行っております	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	1,447,907	1,280,954	1,264,052

総資産	21,003,064	22,180,734	21,330,132
1株当たり純資産（円）	738.77	639.75	521.85
売上高（経常収益）	853,365	1,095,650	1,062,122
経常利益	170,171	136,985	29,609
当期純利益	103,820	82,344	7,946
1株当たり当期純利益（円）	62.05	49.17	4.74
1株当たり配当金（円）	17.00	17.00	10.00

① 商号	中央三井信託銀行株式会社	
② 割当株数	第1種優先株式　2,100,000株	
③ 払込金額	2,100,000,000円	
④ 本店所在地	東京都港区芝三丁目33番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長　田辺　和夫	
⑥ 業務内容	銀行業	
⑦ 資本金の額	399,697百万円	
⑧ 発行済株式総数	1,914,864,391株	
⑨ 事業年度の末日	3月31日	
⑩ 従業員数	7,970 名（連結）	
⑪ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫ 大株主及び持株比率	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社　100.00%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式88,000株を所有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より9,538百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません
⑭ 最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）		

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	995,201	743,245	546,824
総資産	13,875,967	14,233,141	14,887,017
1株当たり純資産（円）	439.87	247.28	107.31
売上高（経常収益）	399,686	410,285	363,462
経常利益	133,644	103,473	△134,554
当期純利益	102,489	64,657	△95,446
1株当たり当期純利益（円）	75.33	46.22	△60.87
1株当たり配当金（円）	7.88	98.44	―

① 商号	株式会社あおぞら銀行
② 割当株数	第1種優先株式　2,100,000株
③ 払込金額	2,100,000,000円
④ 本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目３番１号
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長　ブライアン　Ｆ．プリンス
⑥ 業務内容	銀行業
⑦ 資本金の額	419,781百万円
⑧ 発行済株式総数	1,933,018,852株
⑨ 事業年度の末日	3月31日

⑩　従業員数	1,847 名（連結）		
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
⑫　大株主及び持株比率	サーベラス　エヌシービー　アクイジション　エルピー　ジェネラル・パートナー　サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー（常任代理人　弁護士　藤本欣伸）　38.83％		
⑬　当社との関係等	資本関係	割当先は、当社Ａ種優先株式2,261,000 株を所有しております	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	当社は、割当先より 12,614 百万円の資金借入を行っております	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	792,480	768,060	529,607
総資産	6,543,994	7,259,076	6,077,330
1 株当たり純資産（円）	369.81	355.01	232.51
売上高（経常収益）	197,545	201,019	182,566
経常利益	62,405	△21,562	△232,053
当期純利益	81,510	5,929	△242,553
1 株当たり当期純利益（円）	52.59	2.28	△150.92
1 株当たり配当金（円）	1.78	3.50	―

①　商号	株式会社横浜銀行		
②　割当株数	第 1 種優先株式　1,900,000 株		
③　払込金額	1,900,000,000 円		
④　本店所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号		
⑤　代表者の役職・氏名	頭取　小川　是		
⑥　業務内容	銀行業		
⑦　資本金の額	215,628 百万円		
⑧　発行済株式総数	1,361,071,054 株		
⑨　事業年度の末日	3 月 31 日		
⑩　従業員数	4,743 名（連結）		
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）		
⑫　大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　6.37％		
⑬　当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式527,229 株を所有しております	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	当社は、割当先より 9,072 百万円の資金借入を行っております	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	761,677	748,348	714,086
総資産	11,402,180	11,989,520	12,034,535
1 株当たり純資産（円）	514.61	513.03	489.49
売上高（経常収益）	260,784	317,949	338,729
経常利益	108,810	111,810	8,449

当期純利益	66,289	68,270	7,344
1株当たり当期純利益（円）	47.41	49.52	5.38
1株当たり配当金（円）	10.00	11.50	10.00

① 商号	みずほ信託銀行株式会社	
② 割当株数	第1種優先株式　1,600,000株	
③ 払込金額	1,600,000,000円	
④ 本店所在地	東京都中央区八重洲一丁目２番１号	
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長　野中　隆史	
⑥ 業務内容	銀行業	
⑦ 資本金の額	247,231百万円	
⑧ 発行済株式総数	5,980,472,952株	
⑨ 事業年度の末日	3月31日	
⑩ 従業員数	4,554名（連結）	
⑪ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 普通株式　69.66% 第一回第一種優先株式　100.00% 第二回第三種優先株式　100.00%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	割当先は、当社普通株式695,000株を所有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より8,009百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

⑭ 最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	515,457	464,293	253,531
総資産	6,665,974	6,332,381	6,419,399
1株当たり純資産（円）	49.62	44.21	10.81
売上高（経常収益）	277,058	277,479	229,578
経常利益	83,172	82,625	△11,952
当期純利益	67,745	88,451	△30,016
1株当たり当期純利益（円）	12.88	17.06	△5.97
1株当たり配当金（円）	1.00	1.00	—

① 商号	株式会社りそな銀行
② 割当株数	第1種優先株式　1,400,000株
③ 払込金額	1,400,000,000円
④ 本店所在地	大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　岩田　直樹
⑥ 業務内容	銀行業
⑦ 資本金の額	279,928百万円
⑧ 発行済株式総数	69,653,679,086株
⑨ 事業年度の末日	3月31日
⑩ 従業員数	8,377 名（連結）

⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫　大株主及び持株比率	株式会社りそなホールディングス　100.00%	
⑬　当社との関係等	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 7,276 百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	1,648,636	1,200,783	1,051,233
総資産	27,462,271	26,401,292	25,632,126
1 株当たり純資産（円）	△31.89	△45.82	△50.61
売上高（経常収益）	807,694	748,331	621,158
経常利益	302,671	134,178	34,015
当期純利益	552,661	206,759	87,830
1 株当たり当期純利益（円）	17.16	5.71	1.68
1 株当たり配当金（円）	14.5	5.55	2.65

①　商号	株式会社関西アーバン銀行	
②　割当株数	第 1 種優先株式　1,300,000 株	
③　払込金額	1,300,000,000 円	
④　本店所在地	大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目２番４号	
⑤　代表者の役職・氏名	頭取　北　幸二	
⑥　業務内容	銀行業	
⑦　資本金の額	47,039 百万円	
⑧　発行済株式総数	634,386,000 株	
⑨　事業年度の末日	3 月 31 日	
⑩　従業員数	1,883 名（連結）	
⑪　主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫　大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行　56.30%	
⑬　当社との関係等	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 6,752 百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

⑭　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	109,858	114,903	117,217
総資産	3,064,682	3,356,395	3,441,245
1 株当たり純資産（円）	201.83	212.58	140.52
売上高（経常収益）	99,990	112,619	108,796
経常利益	23,039	18,866	△37,898
当期純利益	10,552	13,055	△24,963
1 株当たり当期純利益（円）	22.01	27.25	△52.11
1 株当たり配当金（円）	5.00	5.00	3.00

① 商号	信金中央金庫	
② 割当株数	第１種優先株式　1,000,000 株	
③ 払込金額	1,000,000,000 円	
④ 本店所在地	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	
⑤ 代表者の役職・氏名	理事長　田邉　光雄	
⑥ 業務内容	その他金融業	
⑦ 資本金の額（出資金）	290,998 百万円	
⑧ 発行済株式総数（払込済出資・発行済出資）	一般普通出資　2,000,000 口 Ａ種優先出資　　354,111 口	
⑨ 事業年度の末日	3 月 31 日	
⑩ 従業員数	1,467 名（連結）	
⑪ 主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
⑫ 大株主及び持株比率（大口出資者及び所有出資口数割合）	一般普通出資　京都中央信用金庫　3.41％ Ａ種優先出資　株式会社みずほコーポレート銀行　4.60％	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は、割当先より 4,241 百万円の資金借入を行っております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

⑭ 最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（百万円）

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	938,534	747,431	443,564
総資産	26,081,465	26,400,125	27,505,115
1 株（口）当たり純資産（円）	395,199.46	313,698.61	185,280.93
売上高（経常収益）	369,790	445,864	484,597
経常利益	54,473	53,829	△216,781
当期純利益	38,238	38,727	△182,518
1 株（口）当たり当期純利益（円）	15,340.75	15,548.57	△77,531.92
1 株（口）当たり配当金（円）	4,000.00	4,000.00	－

(2) 割当先を選定した理由

当社は、平成21年9月28日に開催されました債権者会議におきまして、全対象債権者の同意を得て事業再生ＡＤＲ手続が成立し、本事業再生計画の承認を頂きました。

本優先株式を主要取引先金融機関に割り当てることは、事業再生ＡＤＲ手続において承認を頂いた事業再生計画における金融支援に基づくものであり、債務超過を解消し、安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくなど、当社の事業再生に資するものと考えております。

(3) 割当先の保有方針及び転換制限措置

現在、当社と割当先との間において、本優先株式の保有に関する取決めについて協議中であります。

当社は、割当先に対して、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数を書面により当社に対して事前に通知すること、また、割当先が本優先株式を第三者に譲渡する場合には、予め譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の事前通知を行う旨の差入書を提出させることについて依頼する予定であります。

７．募集後の大株主及び持株比率

普通株式

募集前（平成 21 年 3 月 31 日現在）		募集後（平成 21 年 10 月 30 日予定）	
Unison Capital Partners II(F), L.P.	21.23%	ビービーエイチオッペンハイマークエスト	7.53%
Unison Capital Partners II, L.P.	16.28%	インターナショナルバリューファンドインク	
ビービーエイチオッペンハイマークエスト	4.53%	コスモスイニシア社員持株会	4.98%
インターナショナルバリューファンドインク		株式会社みずほコーポレート銀行	2.89%
コスモスイニシア社員持株会	3.00%	あいおい損害保険株式会社	2.61%
UC Astro Investor,L.P.	2.21%	株式会社長府製作所	2.56%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.74%	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2.37%
あいおい損害保険株式会社	1.57%	東電不動産株式会社	2.16%
株式会社長府製作所	1.54%	東電広告株式会社	2.16%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1.43%	株式会社三井住友銀行	2.05%
東電不動産株式会社	1.30%	株式会社穴吹工務店	1.83%
東電広告株式会社	1.30%		

（注1） 募集後の大株主及び持株比率は、当社が無償で譲り受ける予定の株式を含む自己株式は消却されたものとみなして計算しております。

（注2） 大株主及び持株比率の算出にあたっては、新株予約権は希薄化効果を有しないため、またＡ種優先株式については下記Ⅱ．のとおり平成 21 年 12 月 30 日をもって普通株式に転換することを予定しているものの転換価額が未定のため、いずれも計算には含めておりません。また、第 1 種優先株式及び劣後株式による潜在株式数につきましても、現時点において未定のため計算に含めておりません。

８．今後の見通し

今回の第三者割当増資による平成 22 年 3 月期の業績への直接的な影響は軽微でありますが、当該第三者割当増資により、当社事業再生に向けて大きく寄与するものと考えております。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

（1） 最近 3 年間の連結業績

（単位：百万円）

事業年度の末日	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	213,472	194,439	191,616
営業利益又は営業損失（△）	17,810	17,956	△18,207
経常利益又は経常損失（△）	15,800	14,692	△22,402
当期純利益又は当期純損失（△）	15,685	20,006	△88,088
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり純損失（△）（円）	121.16	158.17	△740.01
1 株当たり配当金（円）	7.5	7.5	―
1 株当たり純資産（円）	225.37	359.69	△436.02

(2)　現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

（平成 21 年 9 月 28 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済普通株式数	119,782,727 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

※新株予約権は希薄化効果を有しないため、またＡ種優先株式については下記Ⅱ．のとおり平成 21 年 12 月 30 日をもって普通株式に転換することを予定しているものの転換価額が未定のため、いずれも記載しておりません。

(3)　最近の株価の状況

①　最近 3 年間の状況

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
始値	950 円	855 円	304 円
高値	1,048 円	860 円	384 円
安値	527 円	221 円	17 円
終値	855 円	305 円	33 円

②　最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値	19 円	31 円	38 円	65 円	49 円	47 円
高値	42 円	56 円	71 円	69 円	58 円	94 円
安値	18 円	27 円	34 円	49 円	39 円	41 円
終値	33 円	39 円	69 円	51 円	47 円	94 円

③　発行決議日前営業日における株価

	平成 21 年 9 月 25 日現在
始値	89 円
高値	102 円
安値	89 円
終値	98 円

(4)　最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資（第1種優先株式＜取得価額修正条項付＞）

発行日	平成21年10月30日
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式総数	普通株式119,782,727株　A種優先株式6,500,000株
募集時における潜在株式数	潜在株式（A種優先株式・新株予約権）は存在するものの、希薄化効果を有しなかったため、記載しておりません。
現時点における転換状況（行使状況）	該当事項はございません
当初の資金使途	本事業再生計画に基づき、一般運転資金（マンション建築費、販売経費等の支払）に充当する予定であります。
支出予定時期	平成21年10月～11月
現時点における充当状況	発行期日が到来していないことから、該当事項はございません

第三者割当増資（劣後株式＜取得価額修正条項付＞）

発行日	平成21年10月30日
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式総数	普通株式119,782,727株　A種優先株式6,500,000株
募集時における潜在株式数	潜在株式（A種優先株式・新株予約権）は存在するものの、希薄化効果を有しなかったため、記載しておりません。
現時点における転換状況（行使状況）	該当事項はございません
当初の資金使途	本事業再生計画に基づき、一般運転資金（マンション建築費、販売経費等の支払）に充当する予定であります。
支出予定時期	平成21年10月～11月
現時点における充当状況	発行期日が到来していないことから、該当事項はございません

Ⅱ．定款の一部変更（１）

１．定款変更の目的

当社は、本事業再生計画を実行するため、上記Ⅰ．のとおり本優先株式を発行し、また平成21年9月11日付で公表したとおり本優先株式及び劣後株式を発行するとともに、下記Ⅲ．のとおり普通株式及びＡ種優先株式の併合を実施し、さらに、平成21年12月30日を一斉取得日としてＡ種優先株式を普通株式に転換（取得と引換えに普通株式を交付することをいいます。以下同じ。）することといたしました（注）。かかる株式の発行、株式の併合及びＡ種優先株式の転換に備えるため、以下のとおり定款変更を行うものです。

(1) 新たな種類の株式として本優先株式及び劣後株式を追加するため、現行定款第5条に本優先株式及び劣後株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加し、現行定款第7条に本優先株式及び劣後株式の単元株式数の規定を新たに追加するとともに、各種類の株式の普通株式への転換に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるものであります。

(2) Ａ種優先株式に対する剰余金の配当及び残余財産の分配を本優先株式に劣後させるため、現行定款第11条の2第3項及び第5項並びに現行定款第11条の5の変更を行うものであります。

(3) Ａ種優先株式の併合を可能とするため、現行定款第11条の2第9項の変更を行うものであります。

(4) Ａ種優先株式全てを平成21年12月30日をもって普通株式に転換するため、変更案1第11条の2第10項の追加を行うものであります。また、Ａ種優先株主による普通株式への転換請求権を定めた現行定款第11条の2第10項は削除するものであります。

(5) 本優先株式及び劣後株式を発行するため、変更案1第11条の3及び第11条の4において、本優先株式及び劣後株式に関する規定を追加するものであります。

(6) Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式は、現在発行されておらず、今後発行する予定もないため、関連する規定を修正及び削除するものであります。

(7) その他所要の変更を行うものであります。

（注）既存のＡ種優先株式の優先株主様につきましては、事業再生ＡＤＲ手続の中で、下記Ⅲ.に記載しておりますＡ種優先株式の併合と併せまして、以下のご負担などについて内諾を頂いており、上記の定款変更を行うものであります。

①平成21年12月30日（予定）を一斉転換日として、Ａ種優先株式を普通株式に転換する旨の取得条項を設けること（この場合の転換価額は、一斉転換日に先立つ20取引日目に始まる20取引日における当社株式の普通取引の毎日の終値の平均値とすること）。

②新株予約権（第1回新株予約権385個、第2回新株予約権206個、いずれも付与株数は1個につき普通株式1,000株、権利行使時払込金額1株につき140円）を保有している場合は、これを当社へ無償譲渡すること。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は別紙２のとおりです。

３．定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	平成21年９月28日（月）
(2) 臨時株主総会決議日	平成21年10月29日（木）
(3) 効力発生日	平成21年10月29日（木）

Ⅲ．普通株式及びＡ種優先株式の併合及び単元株式数の変更

１．普通株式及びＡ種優先株式の併合について

(1) 併合の目的

当社は、本事業再生計画に基づいて、全対象債権者に金融支援の同意を頂いており、また、主要株主には株式の無償譲渡をして頂くことに鑑み、一般の株主様につきましても、株式併合を行うことにより、持株比率の低下による株式の希薄化をご提案させて頂くことといたしました。

なお、株式併合の方法は、当社の発行済普通株式について 10 株を１株に併合し、発行済Ａ種優先株式について 20 株を１株に併合するものでありますが、普通株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないよう最大限考慮し、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会にて上記Ⅱ．の定款の変更（1）の承認が得られること及び普通株式の併合の効力発生を条件として、下記Ⅳ．のとおり普通株式及びＡ種優先株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する予定です。

また、普通株式の併合は、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会の承認が得られること、Ａ種優先株式の併合は、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会にて上記Ⅱ．の定款の一部変更（1）の承認が得られることを条件としております。

(2) 普通株式の併合の内容

(a) 併合する株式の種類　　普通株式

(b) 併合比率　　10 株を１株に併合する

(c) 減少株式数

発行済普通株式の総数	119,782,727株
併合による減少普通株式数	107,804,455株
併合後の発行済普通株式数	11,978,272株

※平成 21 年 3 月 31 日時点での新株予約権の行使状況を踏まえた株式数であります。

(d) １株未満の端数が生じる場合の処理

１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に従い、売却又は買取りを実施し、端数が生じた普通株主様に対し、その代金を端数に応じて交付いたします。

なお、併合により減少する株主数は、以下のとおりです。

平成21年3月31日現在の当社普通株主構成		
普通株主数及び発行済普通株式総数	普通株主数（割合）	発行済普通株式総数（割合）
	6,323名（100.00%）	119,782,727株（100.00%）
10株未満	83名（1.31%）	144株（0.00%）
10株以上	6,240名（98.69%）	119,782,583株（100.00%）

(3) Ａ種優先株式の併合の内容

(a) 併合する株式の種類　　Ａ種優先株式

(b) 併合比率　　20 株を１株に併合する

(c) 減少株式数

発行済Ａ種優先株式の総数	6,500,000株
併合による減少Ａ種優先株式数	6,175,000株
併合後の発行済Ａ種優先株式数	325,000株

(d) １株未満の端数が生じる場合の処理

Ａ種優先株式の併合によって１株に満たない端数は生じない予定です。

２．単元株式数の変更について

上記１．の普通株式の併合に伴い、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないように考慮し、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会にて上記Ⅱ．の定款の変更（1）の承認が得られること及び上記１．の普通株式の併合の効力発生を条件として、下記Ⅳ．のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

３．株式併合及び単元株式数の変更の日程（予定）

(1) 取締役会決議日	平成21年９月28日（月）
(2) 株式併合公告	平成21年10月22日（木）
(3) 臨時株主総会決議日	平成21年10月29日（木）
(4) 株式売買停止開始日	平成21年10月30日（金）
(5) 株式売買停止最終日	平成21年11月５日（木）
(6) 効力発生日（株式併合及び単元株式数の変更）	平成21年11月６日（金）
(7) 株式売買再開日	平成21年11月６日（金）

（注）上記変更に伴い、平成 21 年 11 月 6 日付をもって株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更となります。

Ⅳ．定款の一部変更（２）

１．定款変更の目的

上記Ⅲ．の株式併合及び単元株式数の変更に伴い、平成 21 年 10 月 29 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにＡ種優先株主様による種類株主総会にて上記Ⅱ．の定款の変更（1）の承認が得られること及び上記Ⅲ．の普通株式の併合の効力発生を条件として、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、Ａ種優先株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

また、附則において、かかる定款の変更は、上記Ⅲ．の普通株式の併合の効力発生日に効力を生じる旨及び効力発生後かかる附則を削除する旨を規定するものであります。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更案１による変更後の定款	変更案２
第２章　株　式 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、普通株式および Ａ種優先株式のそれぞれにつき 1,000 株とし、第１種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき 100 株とする。 附則 （新　　設）	第２章　株　式 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、普通株式、Ａ種優先株式、第１種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき 100 株とする。 附則 第４条　第７条の変更は、平成 21 年 10 月 29 日開催の当会社臨時株主総会の第２号議案にかかる普通株式の併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。 ２　本条の規定は、前項に定める効力の発生後、これを削除する。

３．定款変更の日程（予定）

(1) 取締役会決議日　　平成21年９月28日（月）
(2) 臨時株主総会決議日　　平成21年10月29日（木）
(3) 効力発生日　　平成21年11月６日（金）

Ⅴ．資本金の額及び資本準備金の額の減少

１．資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、平成21年3月期におきまして連結ベースで451億円、個別ベースで539億円の債務超過となっております。また、事業再生ＡＤＲ手続の成立による事業再生計画における施策に伴い、債務超過を解消する見込みであるものの、今後の事業再生を確実なものとするために、大規模物件を中心に事業化を中止するなど、改めて事業内容を見直したことや、人員削減に伴う早期退職費用の追加負担などにより、平成22年3月期におきましても損失計上が見込まれることから、欠損金が生ずる見込みであります。

このような状況におきまして、今回の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、平成22年3月期に生ずる予定の欠損金の一部填補に備えるため、また資本構成の是正を図り、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするために実施するものであります。

なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少は、平成21年10月29日開催予定の臨時株主総会並びに普通株主様による種類株主総会及びＡ種優先株主様による種類株主総会にて、上記Ⅱ.の定款の一部変更（1）並びに平成21年9月11日付で公表しました本優先株式及び劣後株式の発行並びに上記Ⅰ．の本優先株式の発行について承認され、これらの新株式の発行により、資本金の額が28,214,485,000円、資本準備金の額が21,623,958,000円になることを条件としております。

２．減資の要項

（1）　減少すべき資本金及び資本準備金の額

当社の資本金の額は、平成21年9月11日付で公表しました本優先株式及び劣後株式の発行並びに上記Ⅰ．の本優先株式の発行により16,250,000,000 円増加して28,214,485,000 円となる見込みでありますが、この資本金の額28,214,485,000 円を23,214,485,000 円減少して5,000,000,000 円といたします。

当社の資本準備金の額は、平成21年9月11日付で公表しました本優先株式及び劣後株式の発行並びに上記Ⅰ．の本優先株式の発行により16,250,000,000 円増加して21,623,958,000円となる見込みでありますが、この資本準備金の額21,623,958,000円を全額減少いたします。

（2）　減少の方法

発行済株式総数の変更は行なわず、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、全額その他資本剰余金に振り替えるものであります。

３．資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程（予定）

（1）	取締役会決議	平成21年９月28日（月曜日）
（2）	債権者異議申述公告	平成21年９月29日（火曜日）
（3）	臨時株主総会決議	平成21年10月29日（木曜日）
（4）	債権者異議申述最終期日	平成21年10月29日（木曜日）
（5）	減資及び資本準備金の額の減少の効力発生日	平成21年11月２日（月曜日）

４．今後の見通し

当社は、これらにより柔軟な資本政策の展開が可能となることから、今後につきましては、本事業再生計画の着実な遂行に努め、マンション及び戸建住宅の分譲事業を中心とした事業活動を通じて、お客様満足の向上を追求するとともに、株主の皆様への利益分配を実現できるよう努力してまいります。

【参考】

今回の第三者割当増資等による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成 21 年 9 月 28 日現在）

普通株式	119,782,727 株（注 1）
Ａ種優先株式	6,500,000 株

平成 21 年 9 月 11 日発行決議

第 1 種優先株式	1,000,000 株
劣後株式	20,000 株

今回（平成 21 年 9 月 28 日発行決議）の増資による増加株式数

第 1 種優先株式	30,500,000 株

増資後発行済株式総数（平成 21 年 10 月 30 日予定）

普通株式	119,782,727 株
Ａ種優先株式	6,500,000 株
第 1 種優先株式	31,500,000 株
劣後株式	20,000 株

株式併合の効力発生後発行済株式総数（平成 21 年 11 月 6 日予定）

普通株式	11,978,272 株
Ａ種優先株式	325,000 株
第 1 種優先株式	31,500,000 株
劣後株式	20,000 株

自己株式の消却後発行済株式総数（平成 21 年 11 月 12 日予定）

普通株式	7,215,315 株（注 2）
Ａ種優先株式	325,000 株（注 3）
第 1 種優先株式	31,500,000 株
劣後株式	20,000 株

（注 1）当社が無償で譲り受ける予定の株式数（47,574,000 株）を含みます。

（注2）本日別途公表した「自己株式の消却に関するお知らせ」に記載の通り、自己株式の消却を平成21年11月12日に行う予定です。

（注3）Ａ種優先株式（発行価額は1株につき1,000円）は平成21年12月30日を一斉転換日（予定）とし、普通株式への転換が予定されておりますが、現時点で転換価額が未定でありますので、Ａ種優先株式の転換価額が当社普通株式の発行決議日前営業日（平成21年9月25日）における終値であったと仮定すると、一斉転換後の発行済普通株式総数は、10,531,641株となります。

なお、上記転換価額が決定し、一斉転換される普通株式数など詳細については決定次第お知らせいたします。

以　上

第 1 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社コスモスイニシア第 1 種優先株式

（以下「第 1 種優先株式」という。）

2. 募集株式の種類および数

第 1 種優先株式　30,500,000 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき 1,000 円

4. 募集株式の払込金額の総額

305 億円

5. 出資の目的とする財産の内容および価額

出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。

6. 給付期日

2009 年 10 月 30 日

7. 増加する資本金および資本準備金

資本金	152 億 5,000 万円（1 株につき 500 円）
資本準備金	152 億 5,000 万円（1 株につき 500 円）

8. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下のとおり割り当てる。

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,100,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,300,000 株
株式会社三井住友銀行	2,600,000 株
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	2,400,000 株
三菱ＵＦＪリース株式会社	2,400,000 株
住友信託銀行株式会社	2,300,000 株
中央三井信託銀行株式会社	2,100,000 株
株式会社あおぞら銀行	2,100,000 株
株式会社横浜銀行	1,900,000 株
みずほ信託銀行株式会社	1,600,000 株

株式会社りそな銀行	1,400,000 株
株式会社関西アーバン銀行	1,300,000 株
信金中央金庫	1,000,000 株

9. 剰余金の配当

(1) 第 1 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第 17 項第 1 号の定める支払順位に従い、第 1 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第 1 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第 1 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第 1 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第 1 種優先配当金の額

第 1 種優先配当金の額は、1,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第 1 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、2010 年 3 月 31 日に終了する事業年度においては、2009 年 10 月 31 日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を 365 で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

記

第 1 種優先配当年率＝日本円 TIBOR（6 ヶ月物）＋1.50%

「日本円 TIBOR（6 ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第 1 種優先配当年率決定基準日」という。）の午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第 1 種優先配当年率決定基準日に日本円 6 ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第 1 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第 1 種優先株主または第 1 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 17 項第 1 号の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第 1 種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第17項第1号の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)1,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、2013年6月30日以降2033年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数

第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：（I）当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、（II）（i）当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および（ii）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：（I）当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、（II）（i）当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および（ii）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2009年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、2009年10月30日以降2033年6月30日（同日を含む。）までの毎年6月30

日および 12 月 31 日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の 90%（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2013 年 7 月 1 日以降、修正後取得価額が 2013 年 6 月 30 日における取得価額の 30%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発

行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤に

おいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は第 1 種優先株主および第 1 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、2013 年 6 月 30 日以降の毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間（以下「第1種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとす

る。なお、償還請求日（以下第(1)号に定める）における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
(b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
(b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 1,000円
(b) 第1種累積未払配当金
(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第12項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第12項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

15.　金銭を対価とする取得条項

(1)　当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2)　強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 1,000円
(b) 第1種累積未払配当金
(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

16.　株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1)　当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2)　当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

17.　優先順位

(1)　A種優先配当金、A種優先中間配当金、A種累積未払配当金、第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とし、A種累積未払配当金を第3順位とし、A種優先配当金およびA種優先中間配当金を第4順位とする。

(2)　本要項におけるA種優先配当金、A種優先中間配当金およびA種累積未払配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

以　上

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案　１
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、175,697,099株とし、150,097,099株は普通株式の発行可能種類株式総数、11,500,000株はＡ種優先株式の発行可能種類株式総数、10,100,000株はＢ種優先株式の発行可能種類株式総数、4,000,000 株はＣ種優先株式の発行可能種類株式総数とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。
（新　　設）	２　当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　505,000,000株 Ａ種優先株式　6,500,000株 第１種優先株式　31,500,000株 劣後株式　20,000株
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式およびＣ種優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、普通株式およびＡ種優先株式のそれぞれにつき1,000株とし、第１種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき 100 株とする。
第２章の２　優先株式	第２章の２　種類株式
（Ａ種優先株式） 第11条の２　（記載省略） （Ａ種優先配当金） １　（記載省略） （Ａ種優先中間配当金） ２　（記載省略） （累積条項） ３　ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第１項第(2)号に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「Ａ種累積未払配当金」という。）。Ａ種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第11条の５の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものと	（Ａ種優先株式） 第11条の２　（現行どおり） （Ａ種優先配当金） １　（現行どおり） （Ａ種優先中間配当金） ２　（現行どおり） （累積条項） ３　ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第１項第(2)号に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「Ａ種累積未払配当金」という。）。Ａ種累積未払配当金は、翌事業年度以降、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の５の定める支払順位に従い支払われるも

する。 （非参加条項） ４　（記載省略） （残余財産の分配） ５　当会社の残余財産の分配をするときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）にＡ種累積未払配当金相当額および１株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。 （議決権） ６　（記載省略） （株主との合意による取得） ７　当会社は、全てのＢ種優先株式およびＣ種優先株式が転換（取得と引換えに普通株式を交付することを意味する。以下同じ。）、償還（取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下同じ。）または当会社に取得されるまでの間、Ａ種優先株主との合意により当該Ａ種優先株式を有償で取得することはできない。また、当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのＡ種優先株式が転換、償	のとする。 （非参加条項） ４　（現行どおり） （残余財産の分配） ５　当会社の残余財産の分配をするときにおいて、第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という。）または第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対して第 11 条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）および劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）にＡ種累積未払配当金相当額および１株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。 （議決権） ６　（現行どおり） （株主との合意による取得） ７　当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのＡ種優先株式が転換（取得と引換えに普通株式を交付することを意味する。）、償還（取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下同じ。）または当会社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当会社がＡ種優先株式を有償で取得する場合において、Ａ種優先株式以外の株式の株

還または当会社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当会社がＡ種優先株式を有償で取得する場合において、Ａ種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対して自己の保有するＡ種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。	主は、当会社に対して自己の保有するＡ種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。
（強制償還） ８　当会社は、全てのＢ種優先株式およびＣ種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでも当社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）をもって、Ａ種優先株主の意思にかかわらずＡ種優先株式の全部または一部を償還すること（以下「強制償還」という。）ができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各Ａ種優先株主の保有するＡ種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額（取得と引換えに交付する金銭の額を意味する。以下同じ。）は、Ａ種優先株式１株につき次号に定める額（以下「Ａ種優先株式償還価額」という。）に、Ａ種累積未払配当金相当額および償還日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。 (2)　Ａ種優先株式償還価額は、平成 18 年６月 29 日まではＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 103%、平成 19 年６月 29 日まではＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 102%、平成 20 年６月 29 日まではＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 101%、平成 20 年６月 30 日以降はＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）とする。	（強制償還） ８　当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）をもって、Ａ種優先株主の意思にかかわらずＡ種優先株式の全部または一部を償還すること（以下「強制償還」という。）ができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各Ａ種優先株主の保有するＡ種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額（取得と引換えに交付する金銭の額を意味する。以下同じ。）は、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、Ａ種累積未払配当金相当額および償還日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。 （削　　除）
（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）	（株式の分割、募集株式の割当て等）

9　当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。 (2)　（記載省略） （普通株式への転換請求権） 10　Ａ種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件でＡ種優先株式の転換を請求することができる。 (2)　前号の転換を請求することができる期間は、平成 27 年６月 30 日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。 (3)　第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたＡ種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたＡ種優先株式のＡ種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付は行わないものとする。 （新　　設）	9　当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割は行わない。 (2)　（現行どおり） （削　　除） （普通株式への一斉転換） 10　当会社は、平成 21 年 12 月 30 日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が発行するＡ種優先株式の全部を取得するものとし、Ａ種優先株式１株を取得するのと引換えに、Ａ種優先株主に対して、Ａ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）を一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 20 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（その承継人を含み、当会社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当会社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市

	場（複数ある場合は、当会社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。
（Ｂ種優先株式） 第 11 条の３　当会社の発行するＢ種優先株式の内容は次のとおりとする。	（削　　除）
（Ｂ種優先配当金） １　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、Ｂ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）またはＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、当該Ｂ種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるＢ種累積未払配当金は控除しないものとする。 (2)　Ｂ種優先配当金の額は、Ｂ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、それぞれの事業年度毎に 4.0％を乗じて算出した額とする。	（削　　除）
（Ｂ種優先中間配当金） ２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われるＢ種	（削　　除）

累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ｂ種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。	
（累積条項）	（削　　除）
３　ある事業年度においてＢ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第１項第(2)号に定めるＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「Ｂ種累積未払配当金」という。）。Ｂ種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第 11 条の５の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。	
（非参加条項）	（削　　除）
４　Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金を超えて配当は行わない。	
（残余財産の分配）	（削　　除）
５　当会社の残余財産の分配をするときは、Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）にＢ種累積未払配当金相当額および１株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるＢ種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。Ｂ種優先株主またはＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。	
（議決権）	（削　　除）
６　Ｂ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	
（株主との合意による取得）	（削　　除）

7　当会社は、全てのＣ種優先株式が転換、償還または当会社に取得されるまでの間、Ｂ種優先株主との合意により当該Ｂ種優先株式を有償で取得することはできない。また、当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのＢ種優先株式が転換、償還または当会社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当会社がＢ種優先株式を有償で取得する場合において、Ｂ種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対して自己の保有するＢ種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。	
（強制償還） 8　当会社は、全てのＣ種優先株式が転換、償還または当会社に取得された後は、いつでも償還日をもって、Ｂ種優先株主の意思にかかわらずＢ種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各Ｂ種優先株主の保有するＢ種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額は、Ｂ種優先株式１株につき次号に定める額（以下「Ｂ種優先株式償還価額」という。）に、Ｂ種累積未払配当金相当額および償還日の属する事業年度におけるＢ種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。 (2)　Ｂ種優先株式償還価額は、平成 18 年６月 29 日まではＢ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 103%、平成 19 年６月 29 日まではＢ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 102%、平成 20 年６月 29 日まではＢ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）の 101%、平成 20 年６月 30 日以降はＢ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000	（削　　除）

円）とする。	
（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）	（削　　除）
9　当会社は、法令に定める場合を除き、Ｂ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。	
(2) 当会社は、Ｂ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。	
（普通株式への転換請求権）	（削　　除）
10　Ｂ種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件でＢ種優先株式の転換を請求することができる。	
(2) 前号の転換を請求することができる期間は、平成 24 年６月 30 日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。	
(3) 第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたＢ種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたＢ種優先株式のＢ種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付は行わないものとする。	
（Ｃ種優先株式）	（削　　除）
第 11 条の４　当会社の発行するＣ種優先株式の内容は次のとおりとする。	
（Ｃ種優先配当金）	（削　　除）
1　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、Ｃ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）またはＣ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｃ種優先登録株式質権者」	

という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の５の定める支払順位に従い、Ｃ種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「Ｃ種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるＣ種優先中間配当金を支払ったときは、当該Ｃ種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるＣ種累積未払配当金は控除しないものとする。 (2) Ｃ種優先配当金の額は、Ｃ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、それぞれの事業年度毎に 7.0％を乗じて算出した額とする。	
（Ｃ種優先中間配当金）	（削　　除）
２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、Ｃ種優先株主またはＣ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の５の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われるＣ種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ｃ種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。	
（累積条項）	（削　　除）
３　ある事業年度においてＣ種優先株主またはＣ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第１項第(2)号に定めるＣ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「Ｃ種累積未払配当金」という。）。Ｃ種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第11条の５の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。	
（非参加条項）	（削　　除）
４　Ｃ種優先株主またはＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先配当金を超えて配当は行わない。	
（残余財産の分配）	（削　　除）
５　当会社の残余財産の分配をするときは、Ｃ種優先株主またはＣ種優先登	

録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、Ｃ種優先株式１株につきＣ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）にＣ種累積未払配当金相当額および１株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるＣ種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてＣ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。Ｃ種優先株主またはＣ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。	
（議決権）	（削　　除）
６　Ｃ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	
（株主との合意による取得）	（削　　除）
７　当会社は、いつでもＣ種優先株主との合意により当該Ｃ種優先株式を有償で取得することができる。また、当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのＣ種優先株式が転換、償還または当会社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、この場合において、Ｃ種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対して自己の保有するＣ種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。	
（強制償還）	（削　　除）
８　当会社は、いつでも償還日をもって、Ｃ種優先株主の意思にかかわらずＣ種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各Ｃ種優先株主の保有するＣ種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額は、Ｃ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、Ｃ種累積未払配当金および償還日の属する事業年度におけるＣ種優先配	

当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＣ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。	
（償還請求権） ９　Ｃ種優先株主は、平成 18 年７月 10 日以降、毎年７月 10 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から７月 17 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までならびに翌年１月 10 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）から１月 17 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）までの各期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、当該償還の請求（以下「償還請求」という。）がなされた時点における当会社の公表済みの直近の単体貸借対照表または単体中間貸借対照表における純資産の額から、当該償還請求がなされた事業年度につき支払うべきＡ種優先配当金、Ｂ種優先配当金およびＣ種優先配当金の合計額ならびにＣ種優先株式の合意による取得または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が 100 億円を上回る場合に限り、法律上可能な限度で、かつ、当会社の公表済みの直近の単体損益計算書における経常利益から当該償還請求がなされた事業年度につき支払うべきＡ種優先配当金、Ｂ種優先配当金およびＣ種優先配当金の合計額ならびに当該償還請求がなされた事業年度につきＣ種優先株式の合意による取得または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、その保有するＣ種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から１ヵ月以内に、償還の手続を行うものとする。償還価格は、Ｃ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、Ｃ種累積未払配当金および	（削　　除）

償還日の属する事業年度におけるＣ種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数で日割り計算した額を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＣ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。 (2) 前号に定める限度額を超えてＣ種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選または各Ｃ種優先株主の請求があった株数に応じた按分比例により決定する。	
（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）	（削　　除）
10　当会社は、法令に定める場合を除き、Ｃ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。 (2) 当会社は、Ｃ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。	
（普通株式への転換請求権）	（削　　除）
11　Ｃ種優先株主は、次号および第(3)号の定めに従い発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求することができる期間中、当会社に対し当該決議で定める転換の条件でＣ種優先株式の転換を請求することができる。 (2) 前号の転換を請求することができる期間は、平成 22 年６月 30 日以降で、発行に際して取締役会の決議で定める期間とする。 (3) 第(1)号の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換を請求されたＣ種優先株式の発行価額の総額に当該転換を請求されたＣ種優先株式のＣ種累積未払配当金の総額を加えた額を転換価額で除して得られる数とするものとする。転換価額は、当初転換価額を当会社の普通株式の時価を踏まえて発行に際して取締役会決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に１株に満たない端	

数がある場合には、これを切り捨てるものとする。この場合において、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付は行わないものとする。	
（新　　設）	（第１種優先株式） 第11条の３ 当会社の発行する第１種優先株式の内容は次のとおりとする。 （第１種優先配当金） １　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「第１種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として次項に定める第１種優先中間配当金を支払ったときは、当該第１種優先中間配当金を控除した額とする。 (2) 第１種優先配当金の額は、1,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第１種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、平成 22 年３月 31 日に終了する事業年度においては、平成 21 年 10 月 31 日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を 365 で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。 記 第１種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（６ヶ月物）＋1.50％ 「日本円ＴＩＢＯＲ（６ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第１種優先配当年率決定基準日」という。）の午前 11 時における日本円６ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第１種優先配当年率決定基準日に日本円６ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに

	代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円６ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。 （第１種優先中間配当金） ２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第１種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。 （累積条項） ３　第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して支払う第１種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その第１種優先株式１株当たりの不足額（以下「第１種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第１種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき第１種累積未払配当金の額に達するまで、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。 （非参加条項） ４　第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対しては、第１種優先配当金および第１種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。 （残余財産の分配） ５　当会社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第１種優先株式１株につき、(i)1,000 円、(ii)第１種累積未払配当金および(iii)第１種未払経過利息の合計額を支払う。

	「第１種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第１種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を 365 で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第１種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。 （議決権） ６　第１種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ７　第１種優先株主は、平成 25 年６月 30 日以降平成 45 年６月 30 日（同日を含む。）までの間（以下「第１種転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第１種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第１種優先株主が取得の請求をした第１種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第１種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第１種優先株主による取得の請求（以下、本項において「転換請求」という。）がなされた日（以下、本項において「転換請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）を下回る場合には、(i)各第１種優先株主による転換請求にかかる第１種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで計算し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。）の第

	１種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第１種優先株式以外の転換請求にかかる第１種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。 「剰余授権株式数」とは、以下のＡおよびＢのいずれか小さい数をいう。 Ａ：(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下、本項において「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第 236 条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数 Ｂ：(I)当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第 236 条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数 「請求対象普通株式総数」とは、第１種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第１種優先株式の数に 1,000 円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号乃至第(4)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。）をいう。 (1) 第１種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 第１種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第１種優先株式の数に 1,000 円を乗じて得られる額を、次号乃至第(4)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第１種優

	先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付はしない。 (2) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成 21 年 10 月 30 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の 90%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、当初時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (3) 取得価額の修正 取得価額は、平成 21 年 10 月 30 日以降平成 45 年６月 30 日(同日を含む。)までの毎年６月 30 日および 12 月 31 日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の 90%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、平成 25 年７月１日以降、修正後取得価額が平成 25 年６月 30 日における取得価額の 30%に相当する額（但し、第(4)号に規定する事由が生じた場合、第(4)号に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の

株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③本号(d)に定める普通株式１株

当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた

	場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。

	調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当会社は第１種優先株主および第１種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、

	円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。 （金銭を対価とする取得請求権） ８　第１種優先株主は、平成25年６月30日以降の毎年７月１日から７月31日までの期間（以下「第１種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ第(1)号に定める条件および第(2)号に定める上限の範囲内において、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第１種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当会社は第１種優先株主が償還請求をした第１種優先株式を取得するのと引換えに、第(3)号に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第１種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または第(2)号に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第１種優先株式は、償還請求が行われた第１種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。 (1) 取得の条件 第１種優先株主は、本項に基づく第１種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。 (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第１種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第１種優先配当金の総額 (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第１種償還請求期間の開始日（同日を含

	まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第１種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額 (2) 任意償還価額の上限金額 第１種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の２分の１から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。 (a) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第１種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第１種優先配当金の総額 (b) 償還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第１種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第１種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額 (3) 任意償還価額 任意償還価額は、第１種優先株式１株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) 1,000 円 (b) 第１種累積未払配当金 (c) 第１種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。） （普通株式を対価とする取得条項） ９　当会社は、第１種転換請求期間中に取得請求のなかった第１種優先株式の全部を、第１種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第１種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第１種優先株式の数に 1,000 円を乗じて得られる額を第１種転換請求期間の末日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均

	値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第７項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第７項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第１種優先株主に対して交付するものとする。第１種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 （金銭を対価とする取得条項） 10　当会社は、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第１種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第１種優先株式を取得するのと引換えに、次号に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第１種優先株主に対して交付するものとする。なお、第１種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 (2) 強制償還価額 強制償還価額は、第１種優先株式１株につき、以下の金額の合計額とする。 (a) 1,000 円 (b) 第１種累積未払配当金 (c) 第１種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。） （株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 11　当会社は、第１種優先株式について株式の併合または分割は行わない。 (2) 当会社は、第１種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
（新　　設）	（劣後株式） 第11条の４

	当会社の発行する劣後株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当） 1　当会社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。 （残余財産の分配） 2　当会社の残余財産を分配するときにおいて、第１種優先株主もしくは第１種優先登録株式質権者およびA種優先株主もしくはA種優先登録株式質権者に対して第11条の２および第11条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式１株につき第(3)号に定める普通株式分配基準額を支払う。 (2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して前号に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式１株につき、普通株式１株当たりの残余財産分配額（前号に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に次号に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。 (3) 劣後株式分配比率 (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、次号の定めに従って調整される。 (b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を本号(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (4) 普通株式分配基準額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場

合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または

合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発

	行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを

	適用する。但し、本⑤による普通株式分配基準額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当会社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。 ②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。 (c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。 (d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e) 普通株式分配基準額の調整に際

	し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が１円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。 （議決権） ３　劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ４　劣後株主は、平成22年５月１日以降平成42年５月１日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下、本項において「転換請求」という。）がなされた日（以下、本項において「転換請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）を下回る場合には、(i)各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで計算し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。 「剰余授権株式数」とは、以下のＡおよびＢのいずれか小さい数をいう。 Ａ：(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下、本項において「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新

	株予約権（会社法第 236 条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第１種優先株式（会社法第 107 条第２項第２号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第 167 条第２項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数 B：(I)当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第 236 条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第１種優先株式（会社法第 107 条第２項第２号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第 167 条第２項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数 「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に 50,000 円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号および第(3)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。）をいう。 (1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に 50,000 円を乗じて得られる額を、次号および第(3)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合に

	おいては、会社法第 167 条第３項に定める金銭の交付はしない。 (2) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成 22 年５月１日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）の 99%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する額とする。 なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成 22 年５月１日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (3) 取得価額の修正 劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の 99%（円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。 転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

	（普通株式を対価とする取得条項） ５　当会社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 （金銭を対価とする取得条項） ６　当会社は、第１種優先株式の株主（当会社を除く。）が存しない場合、いつでも、当会社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる劣後株式１株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 （株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

	7　当会社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。 (2) 当会社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
（優先順位） 第 11 条の５　Ａ種優先配当金、Ｂ種優先配当金およびＣ種優先配当金の支払順位は、Ｂ種優先配当金を第１順位とし、Ａ種優先配当金およびＣ種優先配当金を第２順位（それらの間では同順位）とする。	（優先順位） 第 11 条の５　Ａ種優先配当金、Ａ種優先中間配当金、Ａ種累積未払配当金、第１種優先配当金、第１種優先中間配当金および第１種累積未払配当金の支払順位は、第１種累積未払配当金を第１順位とし、第１種優先配当金および第１種優先中間配当金を第２順位とし、Ａ種累積未払配当金を第３順位とし、Ａ種優先配当金およびＡ種優先中間配当金を第４順位とする。
２　Ａ種優先中間配当金、Ｂ種優先中間配当金およびＣ種優先中間配当金の支払順位は、Ｂ種優先中間配当金を第１順位とし、Ａ種優先中間配当金およびＣ種優先中間配当金を第２順位（それらの間では同順位）とする。	（削　　除）
３　Ａ種累積未払配当金、Ｂ種累積未払配当金およびＣ種累積未払配当金の支払順位は、Ｂ種累積未払配当金を第１順位とし、Ａ種累積未払配当金およびＣ種累積未払配当金を第２順位（それらの間では同順位）とする。	（削　　除）
４　Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式およびＣ種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は、Ｂ種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第１順位とし、Ａ種優先株式およびＣ種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第２順位（それらの間では同順位）とする。	（削　　除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（種類株主総会） 第 16 条の２　第 13 条、第 14 条および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	（種類株主総会） 第 16 条の２　第 13 条、第 14 条、第 15 条第１項および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
２　（記載省略）	２　（現行どおり）
（新　　設）	３　第 15 条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項の規定による種類株主

	総会の決議にこれを準用する。

以　上